国立研究開発法人情報通信研究機構によるIoT機器の調査等の実施に伴う留意事項 等について

平成31年2月7日 警察庁丁情対発第82号、丁総発第82号、丁備企発第36号、丁情解発第25号

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁長官官房総務課長、警備局警備企画課長、警察庁情報通信局情報技術解析課長から

庁内各局部課長、各管区警察局広域調整担当部長、各管区警察局のサイバーセキュリティ総括責任者、各管区警察局情報通信部長、各警察情報通信部長、各府県(方面)情報通信部長、警視庁生活安全部長、警視庁のサイバーセキュリティ総括責任者、警視庁公安部長、各道府県警察本部長宛て

(参考送付先) 各附属機関の長、各方面本部長

(概要)

国立研究開発法人情報通信機構が国立研究開発法人情報通信機構法に基づき実施するI oT機器の調査等の開始に伴い、各都道府県警察における相談対応、捜査等における留意事項等について指示したものである。